

令和2年6月1日

教職員、学生、非常勤講師 各位

新型コロナウイルス感染症に対する本法人の6月1日以降の対応について（第2版）

学校法人盛岡大学
危機管理本部長 山添勝寛

令和2年5月25日の新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言は全面解除されました。

しかしながら、今後、第2波、第3波の流行も懸念されることから、引き続き感染防止対策を講じ、安全確保に努めるよう皆様には以下の対応について改めてお願いします。

なお、新型コロナウイルスに関する情報は日々変化しており、感染症の収束がみられるまで、それに応じて対応方針も変わる場合がありますので、最新の情報をご確認ください。

1 感染予防の徹底について

- (1) 「3密」（密集・密接・密閉）の回避を徹底し、フィジカル・ディスタンディングの考え方に基づく取組みを継続する。
- (2) 当面の間、不要不急の外出を控える。やむを得ず外出する際は、できるだけ人ごみを避けるとともに、手で目、鼻、口等に触れないよう注意する。
- (3) 石けんやアルコール消毒液などによるこまめな**手指衛生**を行う。
- (4) **マスクの着用**を含む咳エチケットなど、飛沫拡散対策に努める。
- (5) 部屋のウイルス量を下げするために、窓や扉を開けるなどして、十分な換気を行う。
- (6) バランスのとれた食事、十分な睡眠、適度な運動を心がけると共に、日々の体調管理に留意し抵抗力を高める。
- (7) 体調不良（咳・発熱 37.0 以上・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢等）のある場合、登校・出勤を控える。その場合は、総務部又は学生部へ連絡する。
- (8) 体調不良の場合は、毎日体温を計測し（朝夕 2 回以上）、症状とともに「健康チェックシート」に記録する。

※「新しい生活様式」の実践例参照

2 感染防止の基本的な考え方について

(1) 日常において、3つの条件（①換気の悪い**密閉**空間、②多数が集まる**密集**場所、③間近で会話・発声をする**密接**場面）が重なることを徹底的に回避する。

（これら3つの条件がすべて重ならないまでも1つないし2つの条件があれば、なにかのきっかけに3つの条件がそろうことがある。）

- ① 換気の悪い**密閉**空間

窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行する。

- ② 多数が集まる**密集**場所

人が多く集まる場合には、会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あけるなどして、人の密度を減らす。

- ③ 間近で会話・発声をする**密接**場面

周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。

3密



出典：厚労省発表資料

3 6月1日以降の授業形態について

- (1) 大学・短期大学部
令和2年6月1日（月）以降の本学の授業形態は、**原則、「遠隔授業」**とする。
なお、文学部については6月8日以降に、栄養科学部、短期大学部においては6月1日より感染防止に留意のうえ、実習、実験、実技の対面授業を開始する。
- (2) 附属高校
通常授業とする。
- (3) 厨川幼稚園・松園幼稚園
通常保育とする。

4 講義（授業）等の対応について

- 講義（授業）等にあたり、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に留意する。
- (1) 学生及び教員は、マスク着用、手洗いの励行、咳エチケットを徹底する。
 - (2) 37.0度以上の発熱、風邪の症状、消化器系の異常や普段と違う体調不良がみられるときには、教員は授業を休講、学生は授業を欠席し、自宅での待機療養とする。
 - (3) 学生及び教員は、校舎内に入る際には、玄関前等で消毒液にて必ず消毒を行う。
 - (4) 授業の途中で、10分程度の換気を必ず1回は行う。（休み時間は窓およびドアを開放する。）
 - (5) 教室内では、できる限り学生相互にスペースをとり、接触を避けるようにする。

5 課外活動・サークル活動について（練習、大会、遠征、合宿、飲み会等）

- (1) 大学・短期大学部
当面の間、学生の活動・集会は原則禁止とする。
- (2) 附属高校
岩手県教育委員会の決定方針に準ずる。

6 構内の立ち入りについて

(1) 大学・短期大学部（学生）

大学及び短期大学部での授業受講者以外の学生については、**当面の間、原則禁止**とする。

ただし、遠隔授業の受講ができないなど特別の事情により、やむを得ず構内への立ち入りを認める。その際には、大学の学生部に事前連絡を取り、許可を受けた後の入構とする。

また、各学部・各学科において教育・研究の実施上、構内への学生の立ち入りを認める場合がある。その場合、各学科長・各学部長・学長の決裁のうえ立ち入りを認める。

(2) 来訪者

ア 6月1日～6月18日政府の緊急事態宣言の解除されなかった1都3県（東京、神奈川県、埼玉、千葉）と北海道地域からの来客は、感染症拡大を受け、安全を確保するため、来訪者の対応を電話、メール等での対応とする。

イ その他の地域からの来訪者については、緊急及び業務上必要な場合は、事前に連絡のうえ以下の感染防止対策を講じたうえでの来訪とする。

- ・来学時には、各玄関に備え付きの手指消毒薬にて、必ず消毒を行う。
- ・学内（校内）では必ずマスクを着用の徹底を行う。
- ・風症の症状や37.0℃以上の発熱、体調不良や倦怠感があるときは来訪を禁止する。

7 イベントについて（式典、講演会、研修会等）

(1) 学内外での行事やイベントの開催・参加については、国並びに県の方針に従い実施・参加する。

(2) 大規模な催し物などの開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するなど慎重に対応する。

(3) 開催規模にかかわらず、3密が発生しない席配置、人同士の距離の確保、マスク着用、開催中や前後における参加者に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じる

(4) 特定の地域からの来場者を見込み、人数を管理できるもの。

【国・県の目安】

ア 6月1日～6月18日 屋内収容率50%以内、人数上限100人以内

屋外 収容率として十分な間隔（可能なら2m）

イ 6月19日～

屋内外人数上限1千人または収容率50%規模

ウ 7月10日～

屋内外人数上限5千人または収容率50%規模

エ 全国・広域的な人の移動を伴う大規模イベントは原則中止又は延期する。

※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

※全てのイベントについて、感染リスクへの対応が整わないイベントは原則中止又は延期を含め慎重な対応をする。

8 イベントの開催・参加について

(1) 開催する場合（100人または50%）

実施する場合には最小限でのスケジュールとし、感染予防に努め体調管理に留意する。

ア 参加者へマスク着用、手洗いの励行、体調不良者は出席しないようにするなど周知する。（実施者も同様）

イ 会場では1時間に1回、10分程度換気に努めること。また、施設利用終了後は、必ず

- 1 5分換気し、会場内で多くの人に触れるものについて拭き消毒等を実施する。
- ウ 会場入り口等に、アルコール消毒液を主催者が準備し設置する。
- エ 飲食等の提供（軽食やコーヒー等）は控える。懇親会等もできる限り自粛する。
- オ 会場レイアウトや座席等の配置を工夫する。

（飛沫感染対策として参加者の2メートル以上の間隔の保持が推奨されている。）

- カ 体調不良者発生時の対応のため、可能な限り参加者名簿（連絡先含む）を作成する。後日、参加者から体調不良者が出た場合には、情報収集するとともに下記の「盛岡市帰国者・接触者相談センター」と「法人本部企画部、学生は学生部」に連絡する。

（2）参加する場合

- ア 感染の可能性があることを自覚し、感染予防に努め体調管理に留意する。
（マスク着用、手洗いの励行、体調不良の場合は出席しない、懇親会は控える等）
- イ 参加後体調不良となった場合は、下記の「帰国者・接触者相談センター」に相談する。
また、指示内容等について「法人本部企画部、学生は学生部」に電話で報告する。

- 盛岡市 帰国者・接触者相談センター：（平日 9時～17時）019-603-8308
（休日・夜間） 019-651-4111

- 帰国者・接触者相談センター（コールセンター）
受付時間：24時間 全日（土日・祝日を含む）
電話：019-651-3175、ファクス：019-626-0837

- 学校法人盛岡大学法人本部企画部：（平日 9時～17時）019-688-5656
E-mail：kikaku@morioka-u.ac.jp

- 盛岡大学・盛岡大学短期大学部 学生部：（平日 9時～17時）019-688-5557、019-688-5558
E-mail：dgakumu@morioka-u.ac.jp

9 国内での移動について（職員の出張）

業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を見直すこと。

（例）打合せについて、可能なものは電話やメールで対応する。

（例）出張する職員の人数や出張数を最小限とする。

業務上出張せざるを得ない場合については、最小限の人数で、混雑時や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。

（1）6月1日～6月18日

感染拡大傾向のある地域へのお出張は避けること。

6月中旬までは、一部首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道へのお出張は、慎重に対応すること。

（2）6月19日～

都道府県をまたぐ移動は「制限」しない。

10 海外渡航について

不要不急の渡航は原則「禁止」とする。

世界各地で、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、それに伴う国境閉鎖や外出禁止令等の措置により邦人旅行者等が行動制限を受け、航空便の突然の減便又は運航停止（各 渡航先のみならず経由先の場合を含む）により影響を受ける事例が発生しています。

11 感染者が発生した場合の対応について

- (1) 岩手県内で感染者が確認された場合
 - ア 国、岩手県の方針・基準に従う。
- (2) 学内で感染者が確認された場合
 - ア 新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」として指定されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症と診断された場合、治癒するまで学生は「出席停止」、教職員は「出勤停止」とする。
 - イ H P 掲載の「罹患届」にてウェブ報告し、医療機関等の指示に従い治療する。
 - ウ 教職員の出勤停止期間中の休暇の取扱いは、「特別有給休暇」となる。申請の場合は、指定の様式に記入の上、診断書を添付し出勤停止期間が終了してから提出する。
 - エ 治癒後に復学・復職が決まった際には、H P 掲載の「治療完了届」をウェブ報告することで、登校・就業可能とする。(新型コロナウイルス感染症発生時の対応H P 掲載の「フローチャート参照」)
 - オ 大学関係者(学生・教職員・業者)に感染者が出た場合、休校措置をとる。(休校措置は、感染状況により1日～7日程度を目安とする。)
 - カ 感染経路の消毒を実施する。(建物を1日閉鎖し消毒を行う。)
 - キ 臨時休校や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮する。
 - ク 履修登録、日本学生支援機構等の奨学金手続、教科書頒布等、年度当初の手続き等は弾力的に対処する。
 - ケ 本学で患者が確認された場合の個人情報、「国・県・岩手県保健所と協議しながら、感染防止に必要な情報かを判断して公表内容を決定する。
 - コ 感染者等に関するマスコミ対応は、「学校法人危機管理本部」で対応する。

12 感染等に伴う欠席・休暇の取り扱いについて

(1) 風邪の症状による場合

【学生の場合】

学生は、当分の間、原則、「欠席扱いとしない」

欠席する際は、学生部に電話又はメールでその旨を連絡し、後日「欠席届」を学生部に提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

【教職員の場合】

教職員は、当面の間、「年次有給休暇」とする。

その後において、県内等で感染者が発生した以降は、1週間を目途に「特別有給休暇」とする。

【非常勤講師の場合】

当面の間、授業を「休講」とする。

休講とする際は、学生部に電話又はメールでその旨を連絡する。

後日、学生部と日程を調整し補講期間等において「補講」を行う。

(2) 指定医療機関におけるウイルス検査を受ける場合

帰国者・接触者相談センターの指示による検査で、検査結果が出るまでの期間を含む。

【学生の場合】

学生は、学校保健安全法を根拠とした「出席停止」とする。(欠席の取り扱いとしない)

欠席する際は、学生部に電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を学生部に提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

【教職員の場合】

教職員は、「特別有給休暇」とする。

【非常勤講師の場合】

授業を「休講」とする。

休講とする際は、学生部に電話又はメールでその旨を連絡する。後日、学生部と日程を調整し補講期間等において「補講」を行う。

(3) 検査で陽性（感染の確定）の場合

【学生の場合】

学生は、原則として、治癒するまで「出席停止」（欠席の取り扱いとしない）

【教職員の場合】

教職員は、原則として、治癒するまで「特別有給休暇」とする。

【非常勤講師の場合】

授業を「休講」とする。

休講とする際は、学生部に電話又はメールでその旨を連絡する。

後日、学生部と日程を調整し補講期間等において「補講」を行う。

(4) 検査で陰性の場合（相談センターの指示がある場合）

【学生の場合】

学生は、学校保健安全法を根拠とした「出席停止」（欠席の取り扱いとしない）

欠席する際は、学生部に電話又はメールでその旨を連絡し、後日「欠席届」を学生部に提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

【教職員の場合】

教職員は、「特別有給休暇」とする。

【非常勤講師の場合】

授業を「休講」とする。

休講とする際は、学生部に電話又はメールでその旨を連絡する。

後日、学生部と日程を調整し補講期間等において「補講」を行う。

(5) 検査で陰性の場合（相談センターの指示がない場合）

【学生の場合】

ア 症状が継続の場合、登校の自粛を要請する。

当分の間は、原則、「欠席扱いとしない」。欠席する際は、電話又はメールでその旨を連絡し、後日、「欠席届」を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

イ 症状が無い場合は、相談センター等への確認のうえ、登校する。

【教職員の場合】

ア 症状が継続の場合、出勤の自粛を要請する。

教職員は、当面の間、「年次有給休暇」とする。

欠勤する際は、電話又はメールでその旨を総務部に連絡する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

イ 症状が無い場合は、相談センター等への確認のうえ、出勤する

【非常勤講師の場合】

授業を「休講」とする。

休講とする際は、学生部に電話又はメールでその旨を連絡する。

後日、学生部と日程を調整し補講期間等において「補講」を行う。

(6) 家族等が感染した場合

ア 同居している家族等に発熱等の症状がある場合

【学生の場合】

やむを得ず出席できない場合は、家族等の症状が無くなるまで「出席停止」（欠席の取り扱いとしない）

【教職員の場合】

やむを得ず出勤できない場合は、家族等の症状が無くなるまで「特有給別休暇」とする。

【非常勤講師の場合】

やむを得ず出勤できない場合は、家族等の症状が無くなるまで授業を「休講」とする。

休講とする際は、学生部に電話又はメールでその旨を連絡する。

後日、学生部と日程を調整し補講期間等において「補講」を行う。

イ 同居している家族等が感染した場合（濃厚接触者の取扱い）

【学生の場合】

学生は、感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間を「出席停止」とする。家族等の症状が無くなるまで欠席扱いとしない。

【教職員の場合】

教職員は、感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間を「特別有給休暇」とする。

【非常勤講師の場合】

感染した家族と最後に濃厚接触した日から起算して14日以内に行う授業を「休講」とする。

休講とする際は、学生部に電話又はメールでその旨を連絡する。

後日、学生部と相談のうえ日程を調整し補講期間等において「補講」を行う。

(7) 海外から帰国した場合

外務省の感染症危険情報の「危険レベル3、2、1」の国や地域から帰国した場合。

【学生の場合】

学生は、帰国後14日間を「出席停止」（欠席の取り扱いとしない）

【教職員の場合】

教職員は、帰国後14日間を「特別有給休暇」とする。

【非常勤講師の場合】

帰国後14日以内は授業を行わない。（休講）

海外から帰国した際は、学生部に電話又はメールでその旨を連絡する。

後日、学生部と相談のうえ日程を調整し補講期間等において「補講」を行う。

13 学生窓口利用時間の短縮等について

新型コロナウイルスの感染予防の観点から、令和2年6月31日までの間、学生窓口の利用時間を下記のとおりとする。

(1) 大学・短大学生部窓口（大学・短大）

8時30分～12時45分（午前）

13時45分～15時（午後）

※15時以降は窓口を閉めるが、臨機に対応する。

(2) 図書館

・開館日及び時間（土曜日と日曜日は原則、閉館）

9時～16時30分

特別の事情により学内への入構を許可された本学学生は、資料の貸出・返却に限り、図書館を利用できます。

(3) 就職センター

8時30分～12時45分（午前）

13時45分～15時（午後）

※15時以降は窓口を閉めるが、臨機に対応する。

(3) 教員養成サポートセンター

8時30分～12時45分（午前）

13時45分～15時（午後）

※15時以降は窓口を閉めるが、臨機に対応する。

- (4) 保健室
通常どおり
- (5) 相談室
通常どおり

14 盛岡大学生協の感染拡大防止の対応について

【学生食堂】

食堂の営業時間を変更する。

- ・ 6月1日（月）～6月5日
学生食堂 休業
- ・ 6月8日（月）～当面の間
学生食堂 午前11時45分～午後1時15分

【購買店舗】

- ・ 6月2日（火）～当面の間
生協店舗 午前10時～午後1時30分

(2) 人混み対策

- ・ 新入生オリエンテーション期間に学生委員を複数人配置し誘導する。
- ・ 11時55分～12時30分を目途にカフェテリア方式を中止する。
- ・ 食事を終えた学生を3時間目に受講する講義室、空き教室に移動させる。

(3) 密閉空間対策

食堂ホールの1時間毎の換気を行う。

(4) 近い距離での会話対策

- ・ 食堂ホールの座席間隔を広げる。(510席→422席)
- ・ 食堂ホール以外の飲食可能場所を提供する。(岩姫ラウンジ、アクティブホール12:00～12:40)

(5) その他

- ・ 不特定多数が触れるものは使用しない。
- ・ 給茶機の使用を禁止する。
- ・ 割りばし、プラスチックスプーンでの提供を行う。
- ・ プラスチック使い捨て容器での提供を行う。

【購買店舗】

密閉空間対策

出入口のこまめな開放、入場制限等を行う。

15 スクールバスの感染拡大防止の対応について

- (1) 乗務員は、マスクを着用する。
- (2) 運行中のバス車両は、エアコンの吸排気機能を利用又は換気扇による換気を実施し、起終点にて窓を開ける換気を実施する。
- (3) 運行が終了したバス全車両は、車内清掃時に手すり・つき革・にぎり棒や座席等のアルコール消毒を実施する。
- (4) スクールバスには、乗降口へアルコール消毒液を設置し学生が利用できるようにする。
- (5) 学生相互の接触を回避するため、乗車人数の多い路線については、バスを増便して対応する。

16 受診の目安、相談窓口について

- (1) 相談・受診の前に心がけてほしいこと
発熱などのかぜ症状やその他体調不良がみられるときには、登校・出勤はせずに休みをと

り、外出を控え、毎日、体温測定し記録しておく。

(2) 帰国者・接触者相談センターに相談する目安

次の症状がある方は下記を目安に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)・かぜの症状や37.0℃以上の発熱が4日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)

【帰国者・接触者相談センター】

●盛岡市 帰国者・接触者相談センター：(平日 9時～17時) 019-603-8308
(休日・夜間) 019-651-4111

●帰国者・接触者相談センター(コールセンター)

受付時間：24時間 全日(土日・祝日を含む)

電話：019-651-3175、ファクス：019-626-0837

【関連リンク】

文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

首相官邸「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/index.html>

世界保健機関(WHO)「Coronavirus」(英語ページ)

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

岩手県感染症情報センター

<http://www2.pref.iwate.jp/~hp1353/kansen/>

「新型コロナウイルス感染症 ～市民向け感染予防ハンドブック」

監修：賀来 満夫（東北医科薬科大学医学部感染症学教室） 作成：東北医科薬科大学病院感染
制御部・仙台東部地区感染対策チーム

http://tmpuh.net/新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック_20200225_1.pdf

ご自身の端末に PDF データをダウンロードできない方は、ぜひ動画をご覧ください。

<http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/information/2339/>

【盛岡大学関連リンク】

■学校法人盛岡大学法人本部企画部：（平日 9 時～17 時）019-688-5656

E-mail：kikaku@morioka-u.ac.jp

■盛岡大学・盛岡大学短期大学部 事務局 総務部：（平日 9 時～17 時）019-688-5555

E-mail：soumu@morioka-u.ac.jp

■盛岡大学・盛岡大学短期大学部 学生部：（平日 9 時～17 時）019-688-5557、019-688-5558

E-mail：dgakumu@morioka-u.ac.jp